

2008年度冬学期 学術俯瞰講義
グローバル化する社会に生きる

経済のグローバル化とひとびとの暮らし
「変わる社会経済システム：存続する格差と制度改革」

2009年1月22日(木)

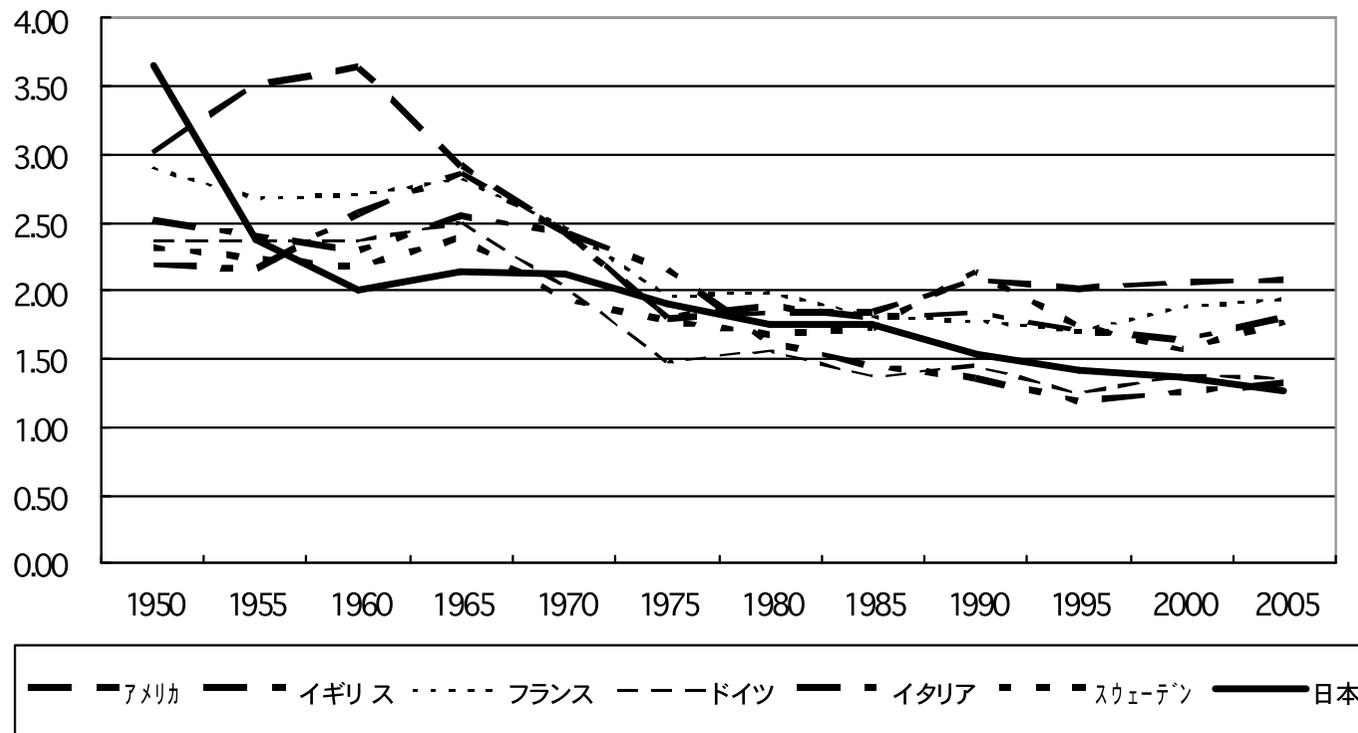
白波瀬佐和子(文学部・社会学)

国によって異なるひとの営み

- 生まれる(出生率)
- 教育を受ける(高等教育進学率)
- 結婚する(婚姻率・離婚率)
- 子どもを産む(婚外子)
- 働く・働き方(労働力率・非正規雇用)
- 老後の生き方(年金、医療)

合計特殊出生率の程度とその変化

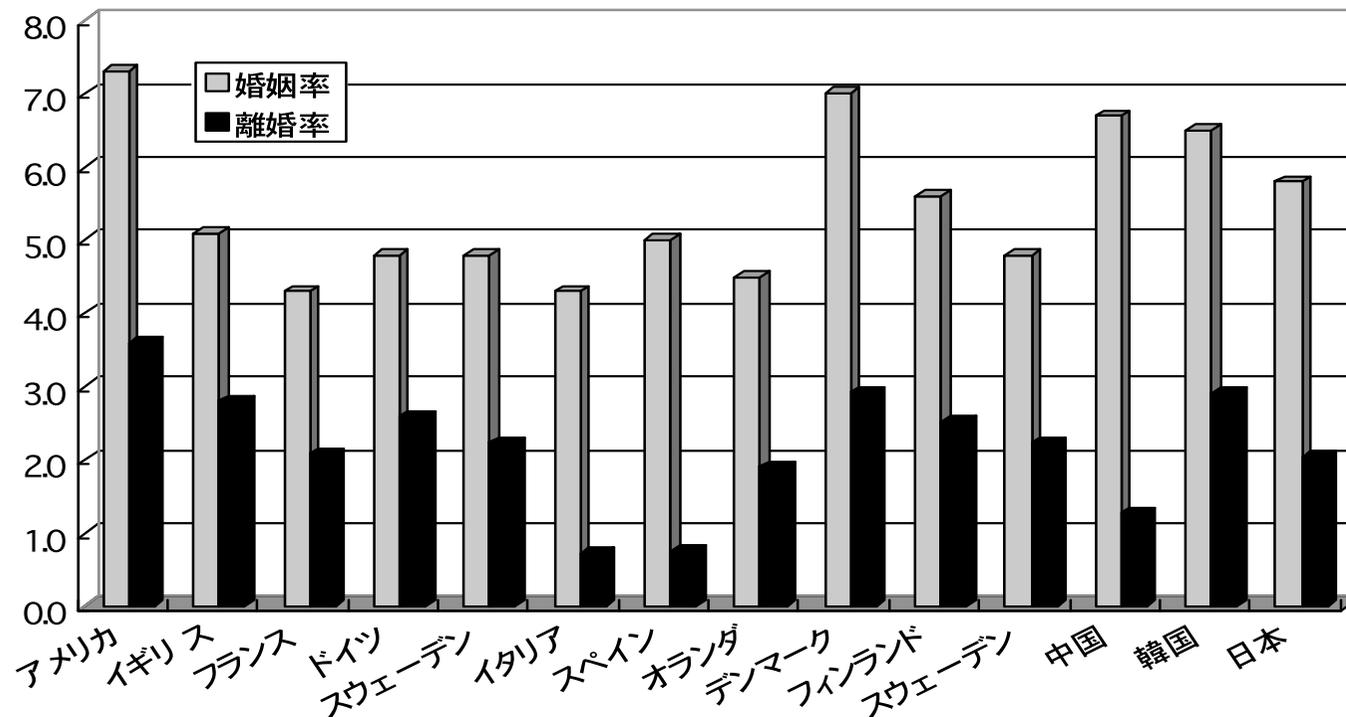
図 各国の合計特殊出生率の変化



出所) 「人口統計資料集 2008」 (国立社会保障・人口問題研究所)

婚姻と離婚： その背後にある制度理念と制度設計

図 各国の離婚率と婚姻率



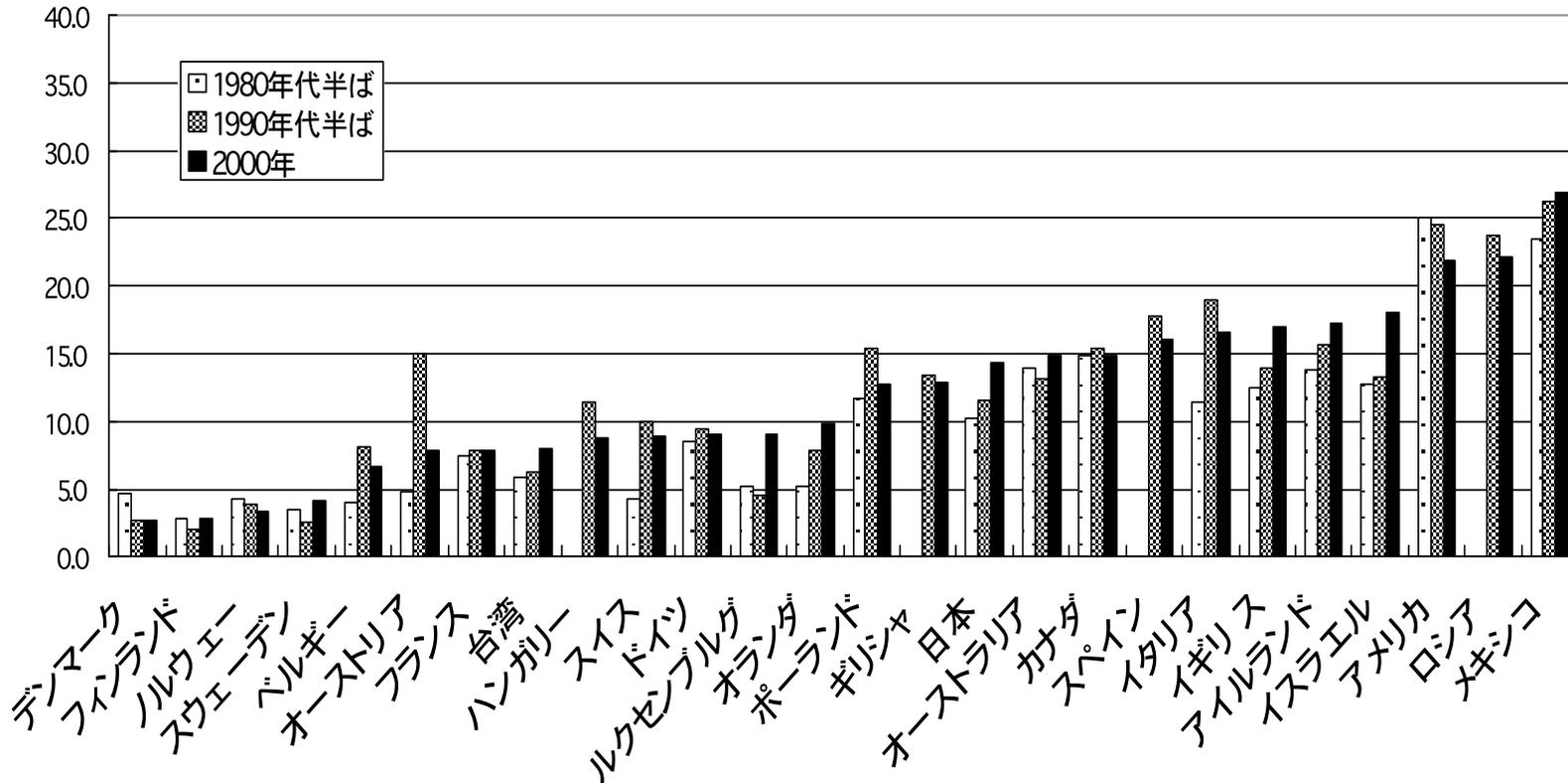
注) 婚姻率、離婚率は、対人口1,000

出所) 『人口統計資料集 2008』(国立社会保障・人口問題研究所) 表6-19より作成

子どもの貧困率の違い

貧困率(%)

図 国別子供の貧困率の比較

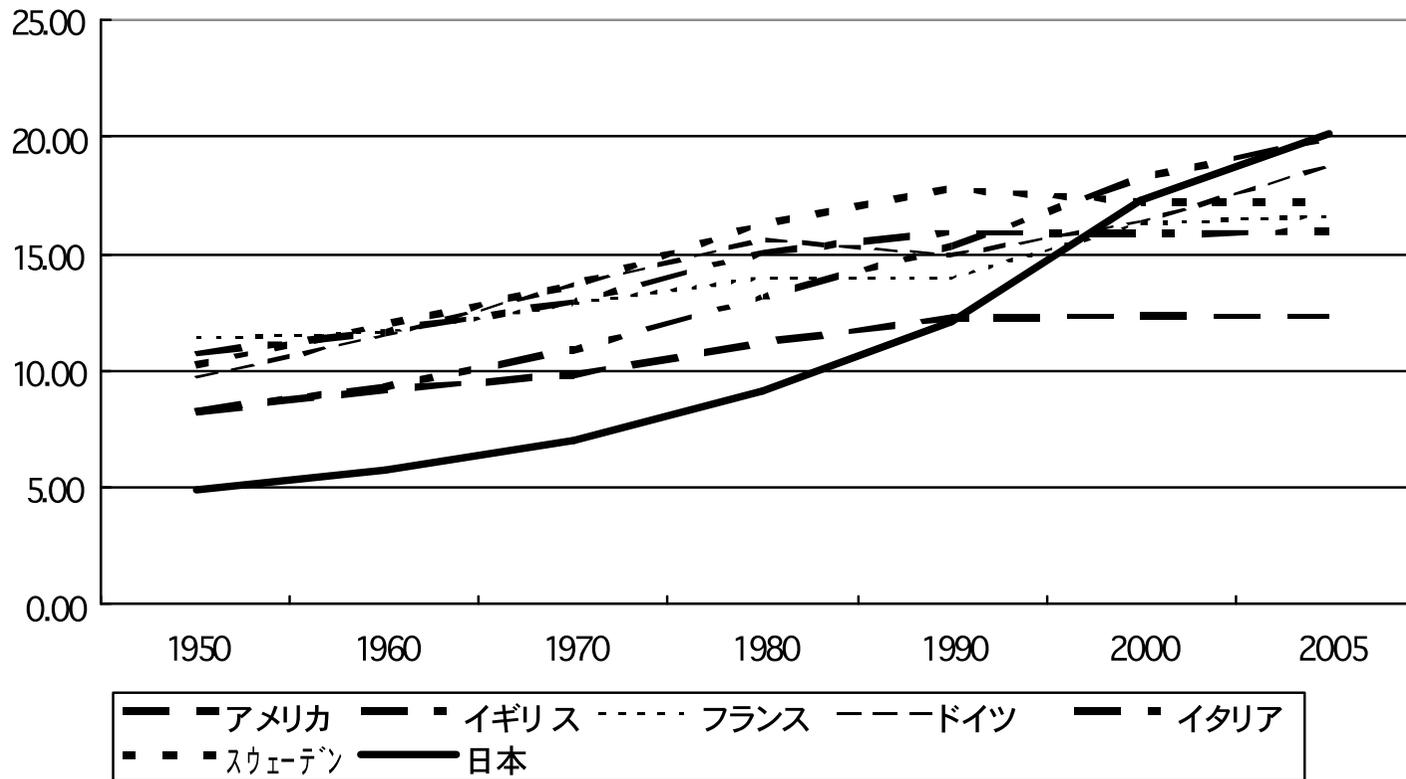


注) 2000年貧困率(所得中央値50%以下) による序列づけ

出所) 白波瀬佐和子「経済格差の国際比較」厚生労働科学研究『 少子高齢社会の社会経済的格差に関する国際比較研究 総合研究報告書』(平成19年3月)
ルクセンブルグ所得データ(ht to :/ /www.lisaproiect . ora/kevfiatures.htm 2007年2月)「国民生活基礎調査」(各年)

日本の人口変動の特徴：高齢化の早さ

図 各国の65 歳以上人口割合の推移（％）



出所) 「人口統計資料集 2008」(国立社会保障・人口問題研究所)

高齢者の生活スタイルの違い

表1a ドイツ高齢者のいる世帯の構造分布

	1984年	1994年	2000年
男性単身	7.0	6.7	7.1
女性単身	35.3	40.0	34.6
夫婦のみ	46.6	46.4	52.7
核家族	0.4	0.4	0.4
その他	10.8	6.5	5.3

表1c フランス高齢者のいる世帯の構造分布

	1984年	1994年	2000年
男性単身	5.9	6.9	7.5
女性単身	26.8	24.7	22.9
夫婦のみ	50.4	56.8	60.7
核家族	0.7	0.6	0.6
その他	16.2	11.1	8.3

表1e イタリア高齢者のいる世帯の構造分布

	1986年	1995年	2000年
男性単身	3.9	4.1	5.8
女性単身	16.9	20.8	19.5
夫婦のみ	51.8	52.8	54.6
核家族	2.0	0.9	0.9
その他	25.4	21.4	19.2

表1g スウェーデン高齢者のいる世帯の構造分布

	1987年	1995年	2000年
男性単身	14.8	12.8	12.4
女性単身	31.7	33.4	33.0
夫婦のみ	51.8	52.6	51.4
核家族	0.3	0.2	0.3
その他	1.5	1.0	2.9

表1b 台湾高齢者のいる世帯の構造分布

	1986年	1995年	2000年
男性単身	3.9	6.2	5.7
女性単身	1.9	3.8	5.7
夫婦のみ	17.4	28.0	33.5
核家族	4.3	3.7	3.1
その他	72.5	58.3	52.1

表1d イギリス高齢者のいる世帯の構造分布

	1986年	1994年	1999年
男性単身	8.6	8.4	9.4
女性単身	26.0	25.9	27.2
夫婦のみ	51.2	54.6	53.0
核家族	0.7	0.8	0.6
その他	13.5	10.3	9.7

表1f アメリカ高齢者のいる世帯の構造分布

	1986年	1994年	2000年
男性単身	6.4	7.2	7.5
女性単身	25.8	24.2	22.7
夫婦のみ	49.2	51.7	50.3
核家族	1.7	1.6	1.8
その他	17.0	15.2	17.7

表1h 日本高齢者のいる世帯の構造分布

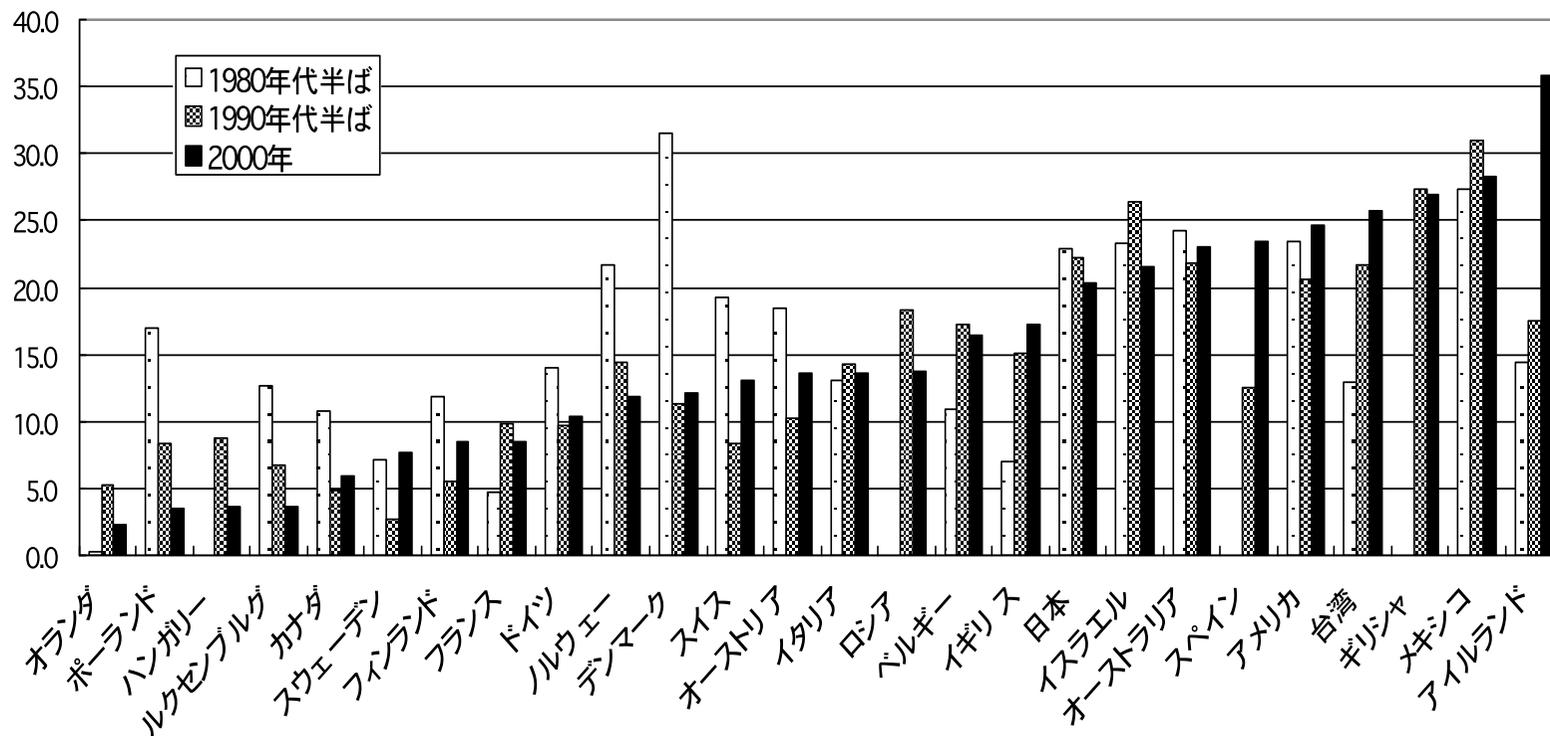
	1986年	1995年	2001年
男性単身	2.1	3.0	3.5
女性単身	10.0	12.7	15.8
夫婦のみ	19.7	25.5	28.8
核家族	14.3	17.1	17.9
その他	53.9	41.8	34.0

出所) 白波瀬佐和子「経済格差の国際比較」厚生労働科学研究『少子高齢社会の社会経済的格差に関する国際比較研究 総合研究報告書』(ルクセンブルグ所得データ(<http://www.lisproject.org/kevfiaures.htm> 2007年2月)「国民生活基礎調査」(各年)

高齢者の貧困率の違い

貧困率(%)

図 国別高齢者の貧困率の比較



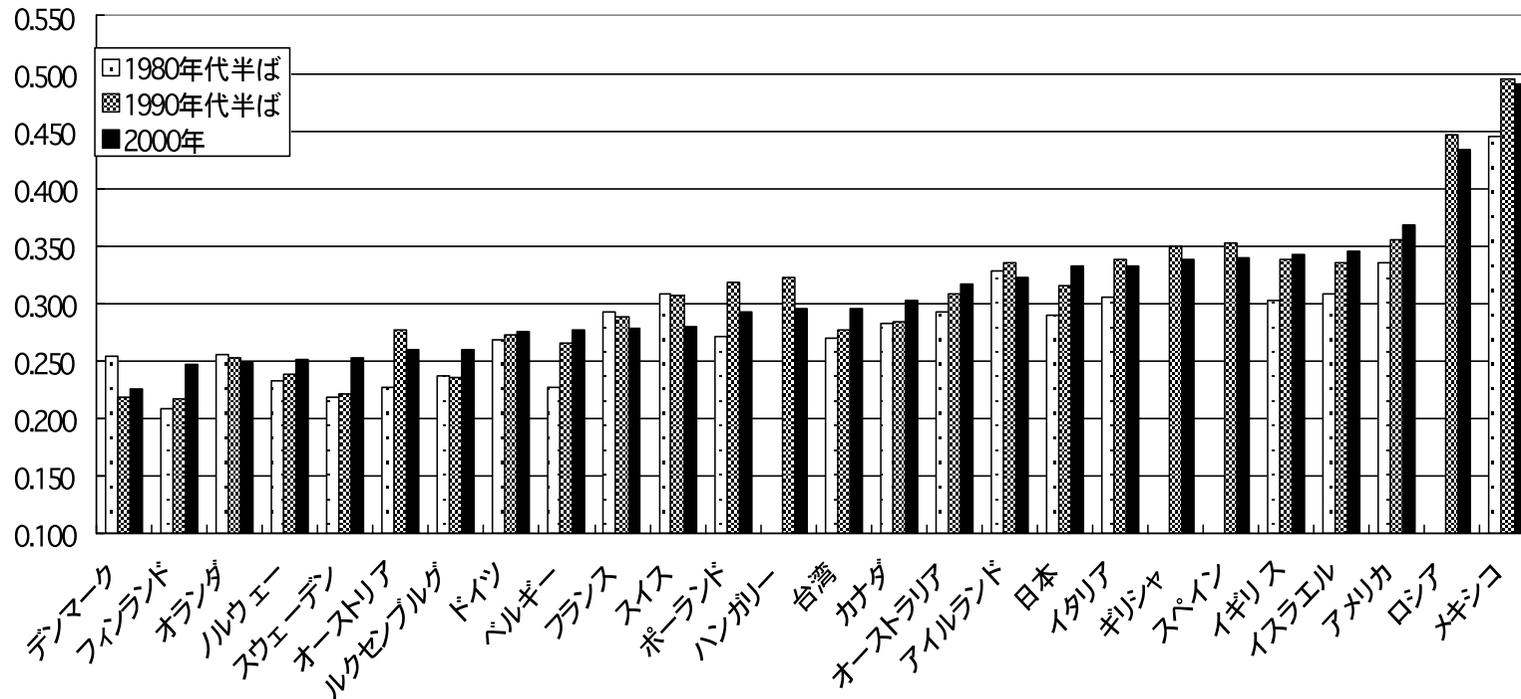
注) 2000年貧困率(所得中央値50%以下) による序列づけ

出所) 白波瀬佐和子「経済格差の国際比較」厚生労働科学研究『少子高齢社会の社会経済的格差に関する国際比較研究 総合研究報告書』(平成13年3月)
ルクセンブルグ所得データ(<http://www.lisproject.org/kevfiaures.htm> 2007年2月)「国民生活基礎調査」(各年)

所得格差の国際比較：日本の程度

図 国別経済的不平等（ジニ係数）の比較

ジニ係数

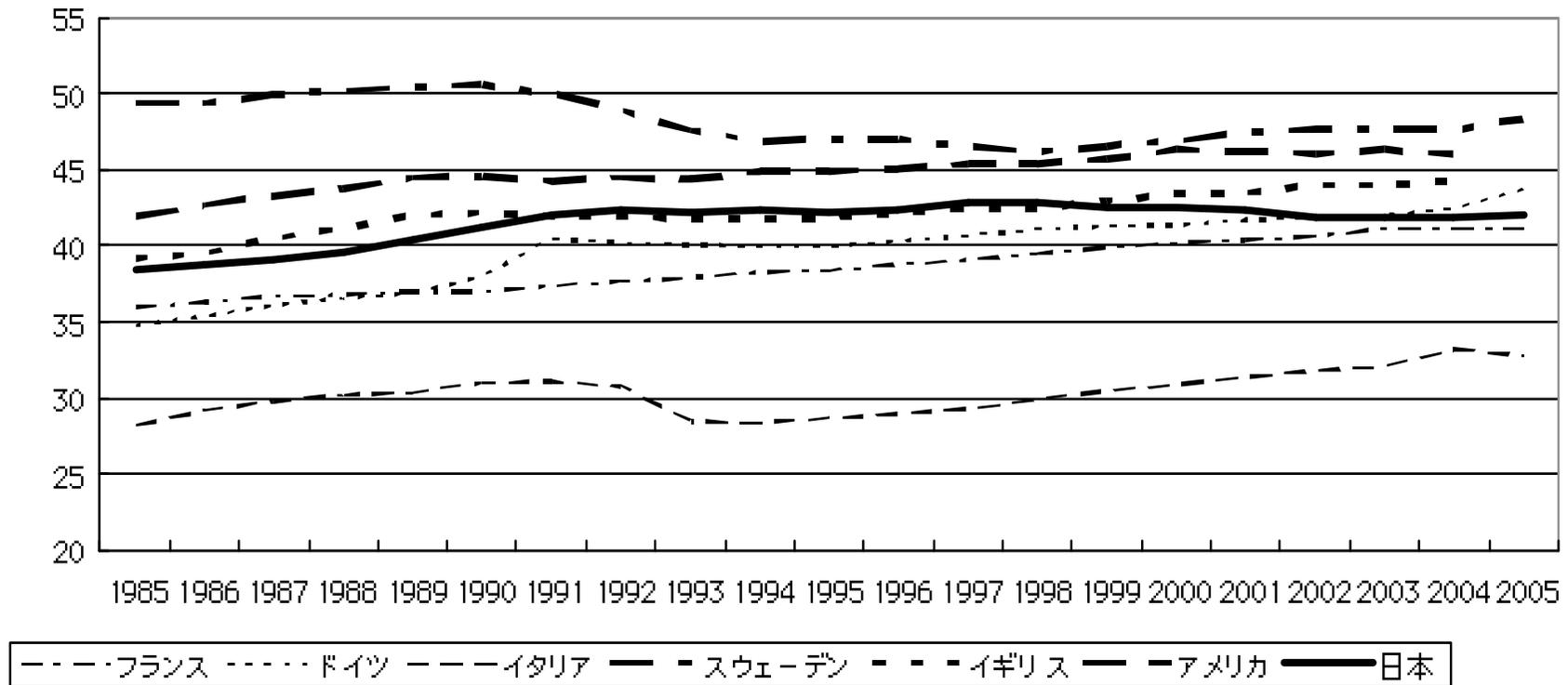


注) 2000年のジニ係数による順序づけ

出所) 白波瀬佐和子「経済格差の国際比較」厚生労働科学研究『少子高齢社会の社会経済的格差に関する国際比較研究 総合研究報告書』(平成18年3月)
ルクセンブルグ所得データ(<http://www.lisproject.org/keffigures.htm> 2007年2月)「国民生活基礎調査」(各年)

国によって異なる女性労働参加率

図 女性労働参加率の趨勢 (%)

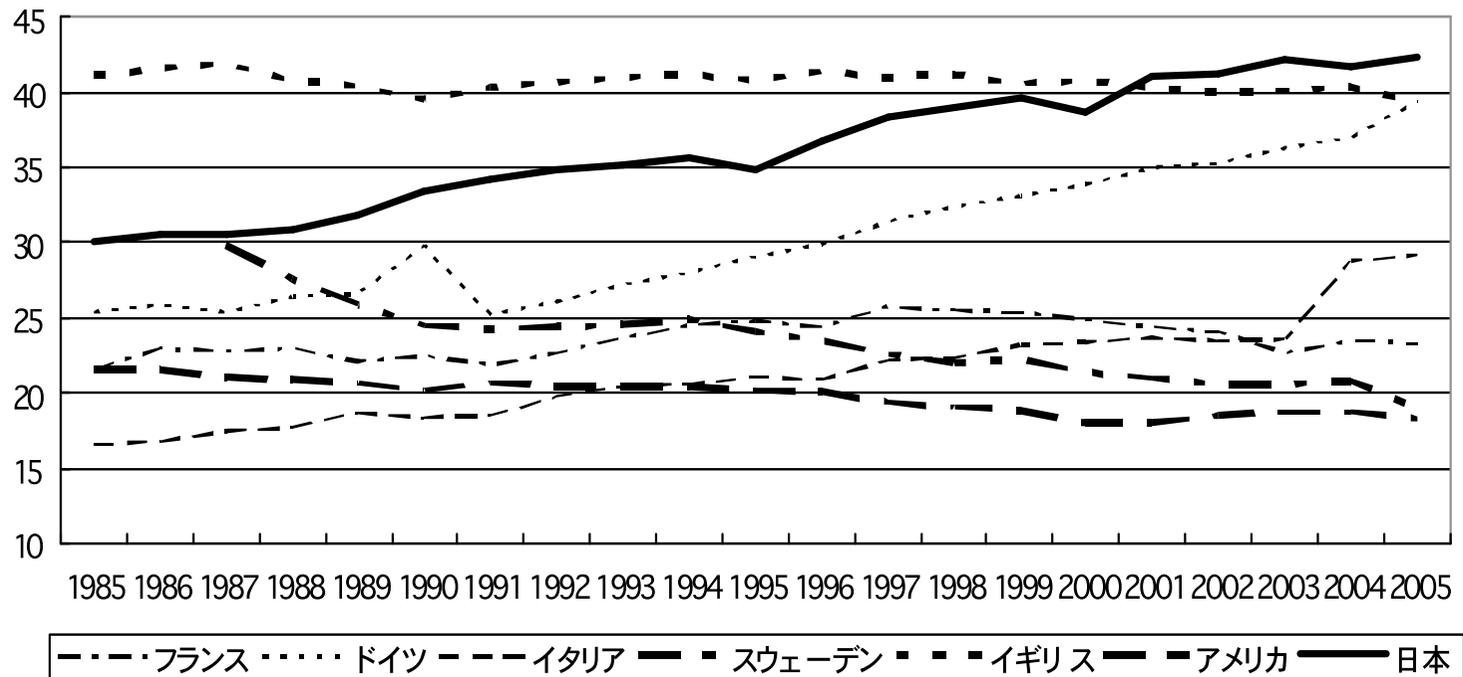


出所) Labor Force Statistics (OECD 2007)

国によって異なる女性の働き方

パート 就労割合(%)

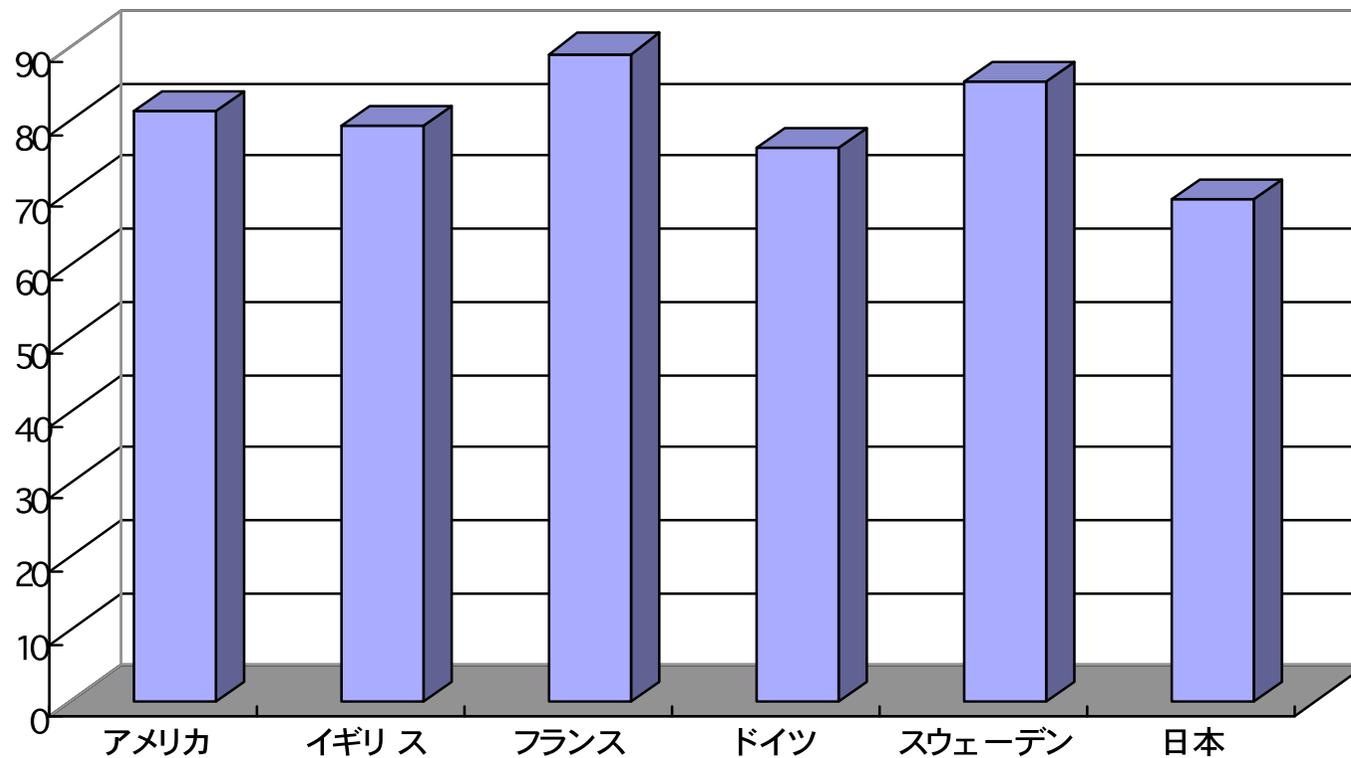
図 主要国の女性就労に占めるパート 就労割合



出所) Labor Force Statistics (OECD 2007)

共通するジェンダー格差と異なる程度

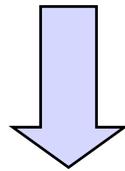
図 2005年 賃金のジェンダー格差 (男性賃金中央値= 100)



出所) 2005 Employment Outlook (OECD 2005)

異なる国の異なる制度設計

- 人の営みのマクロなパターンの違いは、国による諸制度の違いと関連する。



制度運営（加入資格、受給資格）
制度の背景にある政策理念
（家族の位置づけ、引退期の生活保障、等）

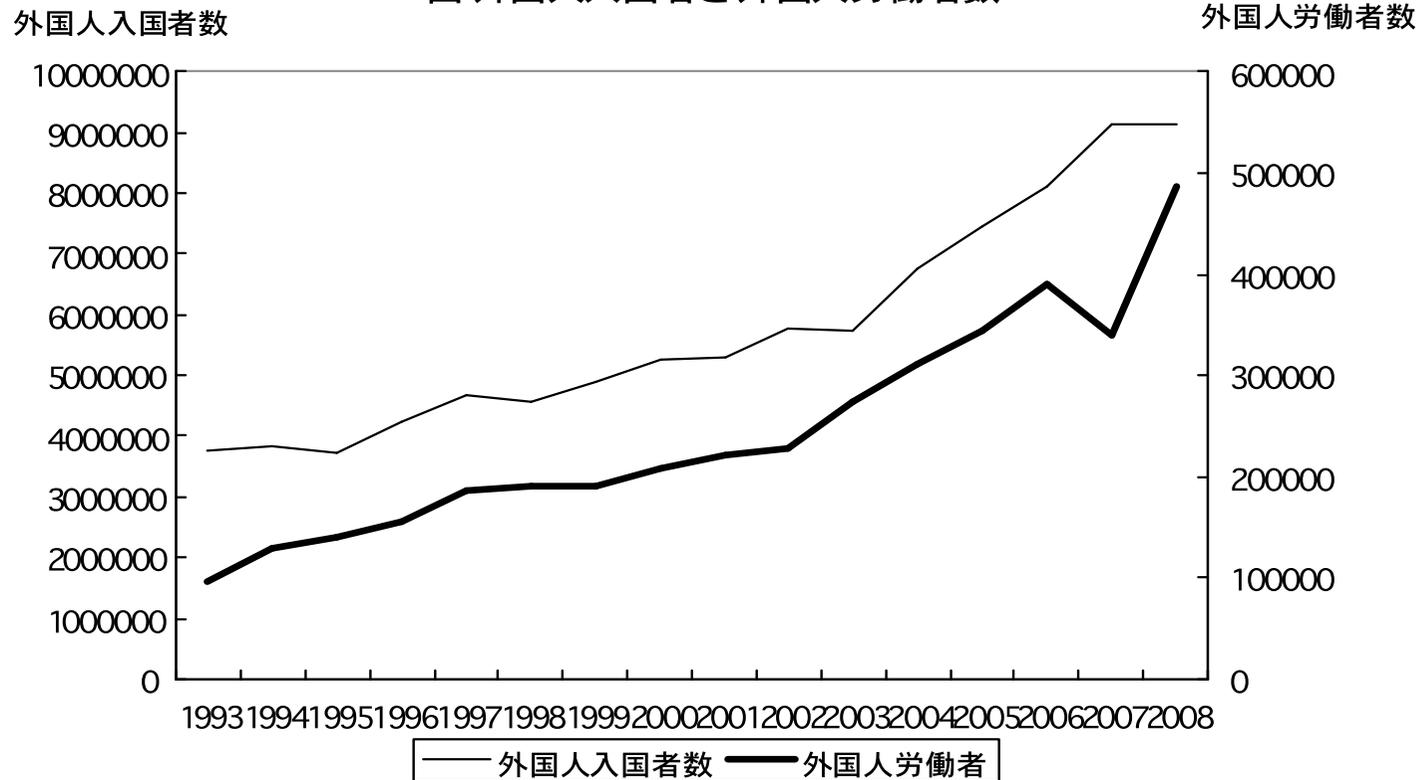
国という制度の一単位と人の移動

- 国外からやってきたもの
- 異なる国とのつながりをもつもの

- 外国人人口、外国人労働者
- 彼/彼女らの位置づけと対応

増加する外国人入国者・外国人労働者

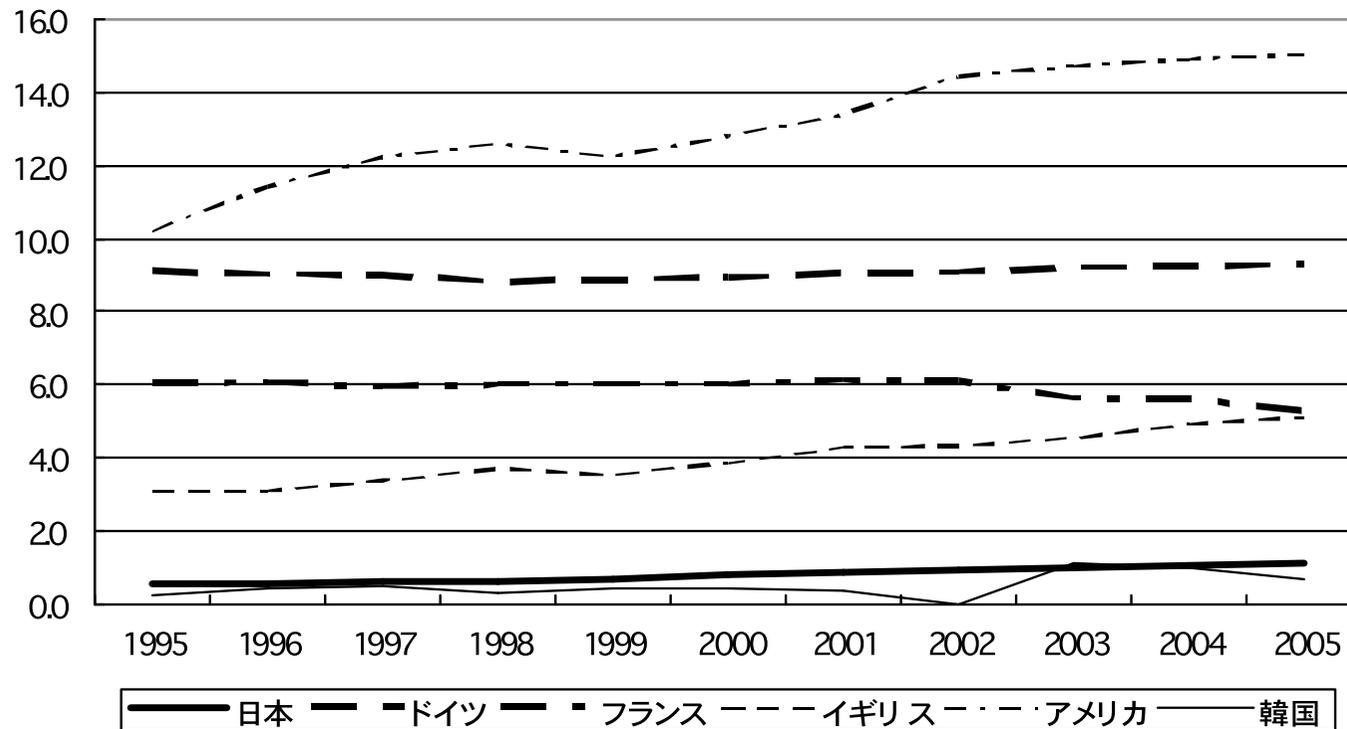
図 外国人入国者と外国人労働者数



出所)「平成20年における外国人入国者数および日本人出国者数について(速報)」(法務省入国管理局)
「外国人雇用状況報告」(各年、厚生労働省)

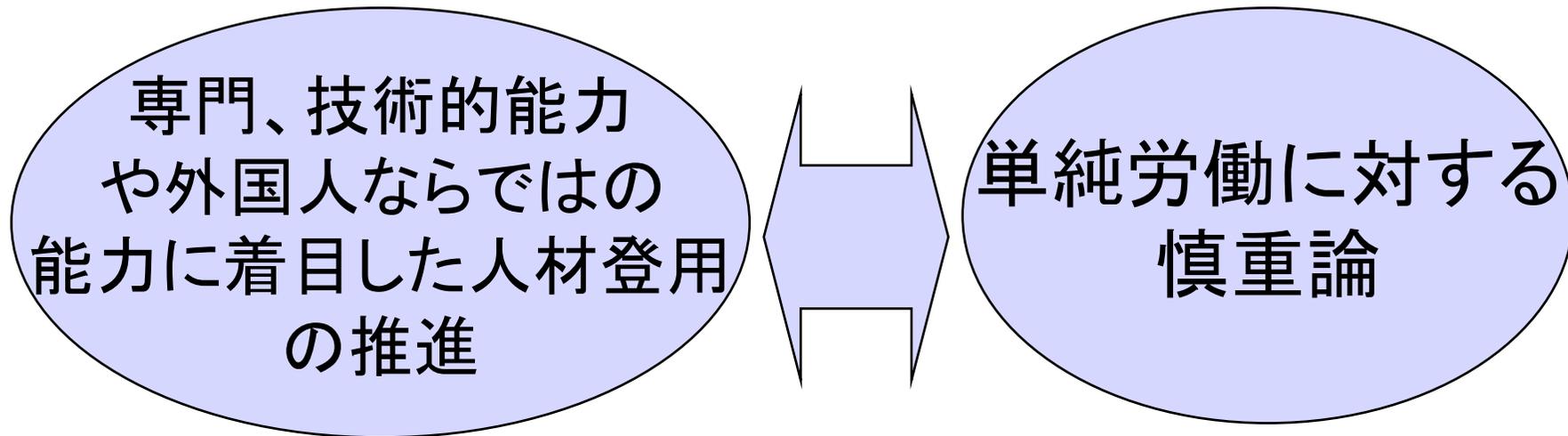
日本の労働力人口に占める外国人労働者割合は欧米に比べて極めて低い。

図 労働力人口に占める外国人労働者割合の推移 (%)



出所) 『データブック国際労働比較 2008』(労働政策研究・研修機構) 第2-16表より作成

外国人労働者受け入れ議論



- 自由貿易協定(FTA)・経済連携協定(EPA)
看護・介護分野の外国人労働者の受け入れ

外国人労働者の雇い入れ・離職の届出義務

平成19年10月1日より事業主義務

- 外国人労働者を雇用する事業所: 76,811か所
- 外国人労働者数: 486,398人
- 外国人労働者の国籍:
中国43.3%、ブラジル20.45%、フィリピン8.3%、韓国4.2%
- 外国人労働者の在留資格(入国目的):
身分に基づく在留資格(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)46.0%、
特定活動(技能実習生、ワーキング・ホリデー、家事使用人等)19.5%、
専門的・技術分野の在留資格(教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能)17.5%

「外国人雇用状況の届出状況(平成20年10月末現在)について」(厚生労働省 平成21年1月16日発表)

技能実習制度

- 「研修」の在留資格を得て入国し、受け入れ機関において研修を受けたものは、所定の要件を満たしていれば、在留資格「特定活動」への変更許可を受けて、技能実習に移行することができる。
- 技能実習制度：1993年、開発途上国の人材育成を目的に設立
- 技能実習への移行ができるのは、電子機器組立、機械加工、繊維・衣服製造等62職種114作業に限定。滞在期間は、研修活動を合わせて最長3年間。
- 技能実習生は、労働関係法規がすべて適用される
- 低賃金の単純労働者を確保する企業もある。

外国人労働者が従事する産業と 外国人労働者を雇用する事業先規模

図 外国人労働者の従事する産業分布 (%)

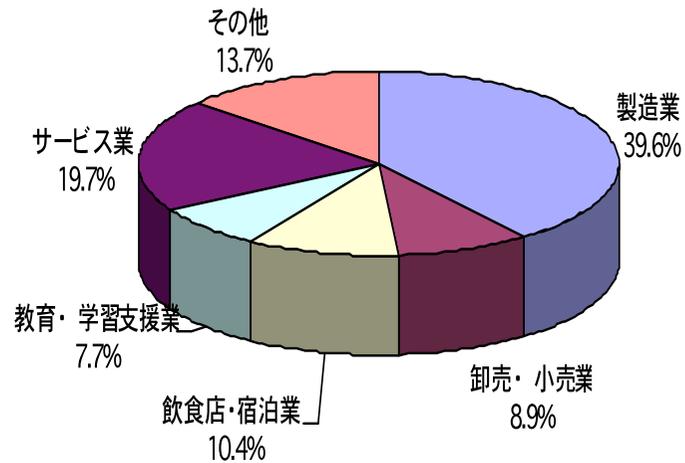
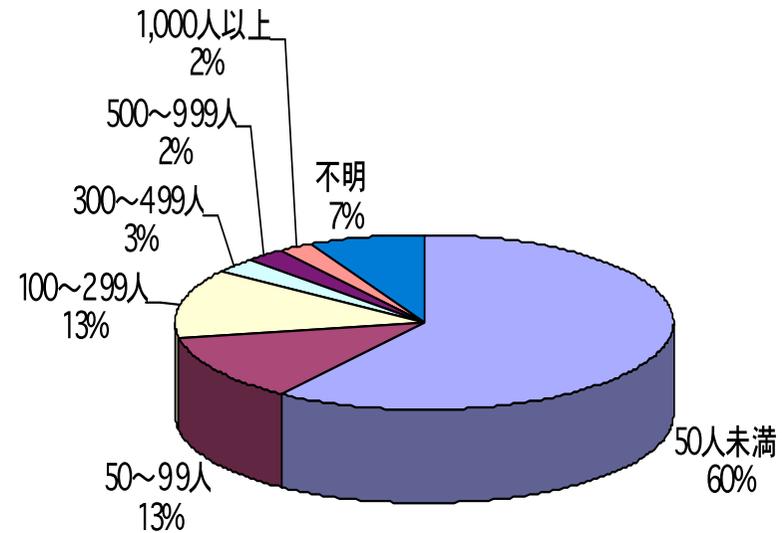


図 外国人労働者を雇用する事業規模分布 (%)



出所)「外国人雇用状況の届出状況(平成20年10月末現在)について」(厚生労働省 平成21年1月16日発)

労働関係法令の適用

- 日本国内で就労する者は、日本人、外国人にかかわらず、原則、労働関係法令が適用される。

→ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法

労働基準法第3条:「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」

- 雇用保険法: 国籍を問わず、日本に在住する外国人は被保険者として取り扱われる。

内外人平等の原則

- 1981年「難民の地位に関する条約」批准
適法に滞在する外国人に対しては、内外人平等の原則に沿って、日本人と同様に
社会保障が適用される。

(1)年金：

国民年金：1982年国籍条項の撤廃

市町村に居住する者全てに適用

厚生年金：適用事業所において常用的雇用関係
にある者には全て適用される。

社会保障制度の適用

(2)医療

国民健康保険:外国人を含む、市町村に住所がある者すべてに適用.ただし、在留期間が1年以上必要.

健康保険:適用事業所において常用的雇用関係にある者すべてに適用.

(3)生活保護

生活保護法に国籍条項があり、外国人への対応は未整備.

憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。」

社会保障制度の適用 (2)

- 児童手当・児童扶養手当
1982年 国籍条項の撤廃

- 介護保険

40歳以上で、市町村に住所を有すれば被保険者

- 国際年金通算協定(社会保障協定)

年金保険料の二重負担や掛け捨て等の問題への対処
二国間の公的年金制度等に関する適用調整および年金
の受給権の取得を目的とした期間通算

ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、フランス、ベルギー、カナダ、オーストラリアとの間で締結

多様な社会の構成員

異なる社会文化的背景をもつ構成

共に生き、共に支えあう社会の実現

非正規雇用は悪いのか？

非正規雇用と市場の開放性はいかに？

- 非正規雇用の問題は、一旦非正規雇用に従事するとそこから正規へと移動するチャンスが限られている。
- 非正規の増大は労働市場の開放性とは必ずしもいえない。
- 確かに非正規雇用の積極的意味はある。しかし、政策的に問題とすべきところは、非正規雇用の低賃金問題や雇用の不安定、限られた福利厚生や限定的な正規雇用への移動、といった点である。非正規雇用か正規雇用かを選択できるほどに、非正規雇用の選択性を高めることが一つの政策目標である。

多様化の是非

- 多様化は望ましいことか.
- 多様化に伴う選択性の公平性を実現、保障する.このことが、多様さを真の意味で受け入れることになる.
- 多様化と格差・不平等のバランス
このバランスを考えるのはわれわれ.既存の評価水準があるわけではない.多様化と不平等は必ずしも1対1の拮抗関係にあるものではない.多様さを受け入れることは、成熟した福祉国家を実現することに通じる.

再分配政策

カネ・モノ・ヒトの循環は1国内では完結しないようになったが、さまざまな社会的リスクを国単位でシェアすることの意味は依然大きい.多少、全体としてのダウングレードを余儀なくされたとしても、多数の失業者を抱え、多くの貧困層をなおざりにしておくのは望ましくない.

最適バランスの模索

- 高度資本主義経済体制と生活保障のバランス
- だれにとってのバランスか.
- どの時点でのバランスをめざすか.
- ひとつの答えはない.
- われわれ自身が作り出す.



参加型社会
公共性の問い
なおし

これからのグローバル社会にとってのキー概念